

A 日本に着いてすぐのこと

日本に新規入国した外国人留学生(在留資格が「留学」で「3月」を超える在留期間をもって日本に滞在する中長期在留者)は、以下の手続きを行ってください。



1. 学外での手続き

<住民登録(転入の届け出)>

日本国内に住所を定めた日から14日以内に、市役所で住民登録(転入の届け出)をしなければなりません。
 出入国港で在留カードが交付されなかった場合(パスポートに「在留カードを後日交付する」と記載をされた場合)、
 市役所で住民登録を行った後、10日程度で在留カードが入国管理局から届け出た住所に郵送されます。

(在留カードについては、p.4を参照してください。)

※マイナンバー

マイナンバーは、一人に一つだけの番号で役所などでの手続きに必要な大切なものです。住民登録の後、しばらくしてマイナンバーが書かれた「通知カード」が自宅に送られてきます。「通知カード」は捨てたり破ったりせず大切に保管してください。マイナンバーを不正に利用されないため、必要なければ他の人に教えないでください。

【手続き方法】

手続きは、市役所の市民課で行ってください。

必要なもの

- ・住民異動届(市役所にあります)
- ・パスポート
- ・在留カード(所持者のみ)



とあ 問い合わせ

やまぐちしやくしよ	しみんか	TEL: 083-934-2770
山口市役所	市民課	
うべしやくしよ	しみんか	TEL: 0836-34-8238
宇部市役所	市民課	

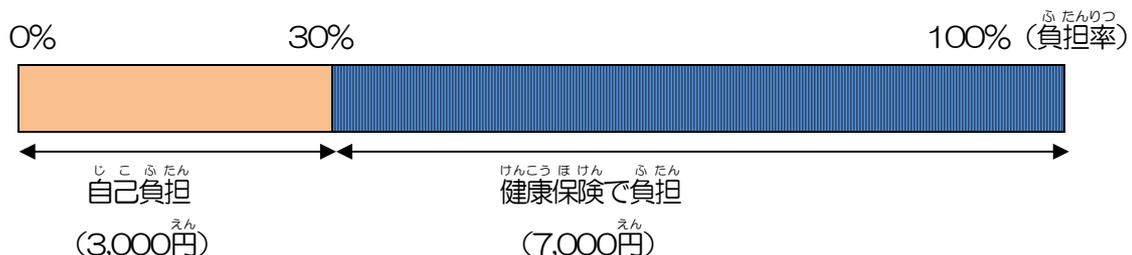
義務

<国民健康保険>

外国人留学生は、滞在期間にかかわらず全員国民健康保険に加入してください。(日本人の配偶者等で、他の医療保険制度(健康保険組合、共済組合等)の被保険者となっている場合は、国民健康保険に加入する必要はありません。)この保険に加入するには保険料を支払わなければなりません。病院で治療を受けた時に、医療費全体の30%を払うだけで済みます。病院で治療を受ける時は、「国民健康保険証」を持って行ってください。



例 健康保険で適用できる治療で1万円かかる場合



【手続き】

加入手続きは市役所で住民登録をするときに保険年金課で行ってください。加入すると、後で「国民健康保険証」が郵送されます。帰国する時は、「国民健康保険証」を市役所に返し、保険料の精算をしてください。他の市へ引っ越す時はこれらの手続きに加えて、新しい市役所で再度加入の手続きを行ってください。

必要なもの

- ・在留カード
- ・パスポート
- ・印鑑



【保険料・支払方法】

保険料は市町村、所得額によって違い、所得のない独身者で1年間2万円くらいです。保険料は6月から翌年の3月までの10回に分けて払います。支払いのための納付書は、4・5月に加入した場合は6月中旬、それ以外の月に加入した場合は、加入した翌月中旬にまとめて送られてきます。それらの納付書を、毎月コンビニや銀行等で支払う方法と、銀行から引き落とす方法があり、自由に選ぶことができます。

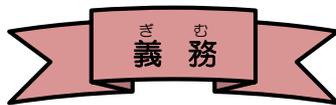
【保険料の算定】

国民健康保険の保険料は、前年の所得によって決定されます。毎年、必要な手続きを行わない場合、保険料が高くなりますので注意してください。→詳しくは、p.15 を見てください。



問い合わせ

山口市役所	保険年金課	国民健康保険担当	TEL : 083-934-2802
宇部市役所	保険年金課	保険1係	TEL : 0836-34-8287



国民年金

日本国内に住む20歳以上60歳未満の全ての人は、必ず国民年金に加入しなければならず、滞在期間にかかわらず留学生もその対象となります。加入手続きは住民登録をしている市役所の保険年金課で行ってください。市役所で住民登録をする時に一緒に手続きするとよいです。但し学生本人に一定以上の所得がなければ、保険料の納付が猶予されますが、別に手続きが必要です。この制度は基本的に毎年度申請が必要ですので、書類をよく読んで手続きしてください。

国民年金に加入している者が、障害者になった時や死亡した時は、一定の要件を満たしていれば年金を受け取ることができます。

必要なもの（正規生・非正規生で手続きする書類が異なりますので注意が必要です。）

正規生	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料学生納付特例申請書（市役所にあります。） ・学生証の写し
非正規生（研究生・特別聴講学生等）	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書（市役所にあります。）



問い合わせ

山口市役所	保険年金課	国民年金担当	TEL : 083-934-2801
宇部市役所	保険年金課	年金係	TEL : 0836-34-8292

ぎんこうこうざ かいせつ 〈銀行口座の開設〉

しょうがくきん しきゅう ば あい ほんにん ぎんこうこうざ ふ こ けいたいでんわ こうにゆう ひと こうにゆう とき
奨学金が支給される場合は本人の銀行口座へ振り込まれます。また、携帯電話を購入したい人は、購入の時にも
ぎんこうこうざ ひつよう にゅうがく こ はや ほんにんめい ぎ ぎんこうこうざ かいせつ
銀行口座が必要になりますので、入学後、早いうちに本人名義の銀行口座を開設することをお勧めします。



ひつよう 必要なもの

いんかん ざいりゆう がくせいしょう
・印鑑 ・パスポート ・在留カード ・学生証

こうざかいせつ ひつよう もうしこみしょとう ぎんこう
*口座開設に必要な申込書等は銀行にあります。

ぎんこう こうざ かいせつ どの銀行で口座を開設したらいいか

- やまくちだいがく せい きせい じゅぎょうりょう のう ふ ぎんこうこうざ ひ お せいきせい
山口大学では正規生の授業料の納付はゆうちょ銀行口座からの引き落としとなりますので、正規生はゆう
ちょ銀行で口座を開設して下さい。ゆうちょ銀行で口座を開設したら、できるだけ早く授業料支払いの
ための「自動払込申込書」を作成し、最寄りの郵便局へ提出して下さい。(非正規生の授業料の納付
は、払込取扱票を使って郵便局等で支払います。)
- こくひ がいこくじんりゅうがくせい し ひ がいこくじんりゅうがくせいがくしゅうしょうれい ひ じゅきゅう ひと にほんがくせいしえんきこう
国費外国人留学生や私費外国人留学生学習奨励費を受給する人は、日本学生支援機構からあなたのゆう
ちょ銀行の口座に振り込まれますので、ゆうちょ銀行で口座を開設して下さい。口座開設に必要なも
のは、銀行口座開設と同じです。

ちゅうい ※ 【注意すること】

ふうふ せいかつ せいかつ ば あい しょうがくきんとう かくしゅ しきゅうきん ほんにん こうざめいぎ ふ こ
夫婦いっしょに生活している場合でも、奨学金等の各種支給金は、本人の口座名義でなければ振り込みません。

けいたいでんわ けいやく 〈携帯電話の契約〉

にほん せいかつ うえ けいたいでんわ べんり けいたいでんわ も しょぞくがくぶ けんきゅうか りゅうがくせい
日本で生活する上で、携帯電話があるととても便利です。なお、携帯電話を持ったら、所属学部・研究科の留学生
担当係及び留学生支援室へ電話番号を必ず知らせてください。

ひつよう 必要なもの

いんかん つうちょう ざいりゆう じゅうみんひょう
・印鑑 ・パスポート ・通帳 ・在留カードまたは住民票

けいやくしゅ さいみまん ば あい ほごしゅ どういしゅ ていしゅつ ひつよう だいがく どういしゅ
*契約者が20歳未満の場合は、保護者の同意書の提出が必要です。大学が同意者となることはで
きません。

B 在留手続き

外国人留学生のみなさんは、大学で教育を受ける目的のため日本在留が許可されています。「出入国管理及び難民認定法」の定めに従い、在留資格の取得・更新などの手続きを行う必要があります。申請は最寄りの地方入国管理局で行います。手続きには時間がかかるものが多いので、時間的に余裕を持って間違いのないよう申請をしてください。

1. 在留カードについて

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00008.html

「在留カード」とは、日本に中長期的に滞在する外国人に交付されるカードで、本人の写真の他に、住所、国籍、在留資格、在留期間、資格外活動許可の有無等が記載されるものです。日本に中長期間滞在する予定で、対象となる在留資格により日本に入国する外国人には、空港での入国審査時に「在留カード」が交付されます。「在留カード」は、常時携帯する義務があります。



2. 在留期間を延長する時（在留期間更新許可申請）

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-3.html>

許可された在留期間を超えて在留しようとする場合は、在留期間更新の手続きが必要です。在留期間の満了する3ヶ月前から申請できます。申請してから許可されるまでおおむね3週間程度かかるので、早めに入国管理局で手続きしてください。

必要なもの（各種証明書については、p.12を参照してください。）

- 在留期間更新許可申請書（所属学部・研究科の留学生担当係や留学生支援室にあります。）
- 写真（縦4cm×横3cm）
 - *写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付
 - *申請前3ヶ月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの
- 所属機関等作成用書類（所属学部・研究科の留学生担当係に申請。発行までに1週間かかります。）
- 在学証明書（研究生・特別聴講学生等は在籍証明書）
- 大学院入学許可書（大学院へ進学する場合）
- 研究生研究期間延期許可書（研究生の期間を延期する場合）
- 成績証明書（研究生・特別聴講学生等は研究内容または履修科目及び時間数を証明する文書）
- 日本での学費、生活費の支払能力を証明するもの（奨学金受給証明書、預金通帳の写し等）
- 在留カード
- パスポート
- 手数料（収入印紙）4,000円（申請後、許可が下りた時に必要です。）（郵便局で買えます。）



3. 一時的に日本を出国する時（再入国許可申請）

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-5.html>

出国日から1年以内（1年以内に在留期限を迎える場合は、在留期限まで）に再入国をする場合には、入国管理局で再入国許可を得る必要はありません。これを、「みなし再入国」と呼びます。ただし、みなし再入国を希望する場合には、空港での出国審査の際に提出する再入国用EDカードの「一時的な出国であり、再入国する予定です。」にチェックをする必要があります。

【注意事項】

- みなし再入国の期限までに再入国をしない場合には、出国前に認められていた在留資格はなくなります。
海外でみなし再入国の期間を延長することはできません。
- 在留カードを受け取っていない人は、出国の際に必ず「在留カードを後日交付する」と記載されたパスポートを提示してください。
- 1年以上の長期間、再入国しない可能性がある場合は、出発前に入国管理局で「再入国許可」を取得する必要があります。
- 一時的に日本から出国する場合は、出発の10日前までに必ず指導教員と所属学部・研究科の留学生担当係に連絡し、「一時出国届」（巻末資料⑪）を提出してください。併せて、国際交流会館、YU国際シェアハウスの居住者は、それぞれ事務室に不在届を提出して下さい。



4. 在留カード等の記載事項に変更があった時

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00009.html

結婚等により、氏名や国籍等が変わったり、その他の記載事項に変更が生じた場合、14日以内に入国管理局に届出なければなりません。

必要なもの

- 在留カード記載事項変更届出書（所属学部・研究科の留学生担当係や留学生交流係にあります。）
 - 写真（縦4cm×横3cm）
* 写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付
* 申請前3ヶ月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの
 - 記載事項に変更が生じたことを証する資料
<婚姻により氏名を変更した場合>
氏名変更後の名前が記載されたパスポート及び結婚証明書（日本人と結婚した場合は戸籍謄本）
<国籍・地域を変更した場合>
新たに国籍を取得した国のパスポート（以前の国籍のパスポートがある場合はそれも持参してください。）
<その他の事由により記載事項を変更した場合、または在留カードの記載に誤記がある場合等>
変更後、または正しい氏名等が記載された公式な書類（パスポート等）
 - 在留カード
 - パスポート
- *手数料はかかりません。

5. 在留カード等を紛失または毀損・汚損した時

<在留カードを紛失した時>



http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00010.html

まず近くの警察署に届け出てください。その後、14日以内に入国管理局で再交付の申請をしてください。

必要なもの

- 在留カード再交付申請書（所属学部・研究科の留学生担当係や留学生交流係にあります。）
- 写真（縦4cm×横3cm）
 - * 写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付
 - * 申請前3ヶ月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの
- パスポート
- 紛失したことを証する資料（遺失届出証明書、盗難届出証明書、罹災証明書等）
 - 提出できない場合はその理由及び紛失した状況を記載した理由書
 - * 手数料はかかりません。

<在留カードを毀損・汚損した時>

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00012.html

所持する在留カードが著しく毀損し、もしくは汚損し、または在留カードのICチップの記録が毀損した場合、再交付申請を行う必要があります。期間の定めはありませんが、ICチップの記録が毀損していることにより、地方入国管理局長から在留カードの再交付申請命令を受けた時は当該命令を受けた日から、14日以内に入国管理局で再交付の申請をしてください。

必要なもの

- 在留カード再交付申請書（所属学部・研究科の留学生担当係や留学生交流係にあります。）
- 写真（縦4cm×横3cm）
 - * 写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付
 - * 申請前3ヶ月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの
- パスポート
- 在留カード
 - * 手数料はかかりません。

6. 在留資格を変更する時（在留資格変更許可申請）

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html>

現在の在留資格に定められた活動をやめて、新たに別の在留資格に該当する活動をしようとする場合は、在留資格変更許可申請が必要です。

＜「家族滞在」から「留学」へ変更する場合＞

必要なもの

- 在留資格変更許可申請書（所属学部・研究科の留学生担当係や留学生交流係にあります。）
- 写真（縦4cm×横3cm）
 - *写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付
 - *申請前3ヶ月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの
- 所属機関等作成用書類（所属学部・研究科の留学生担当係に申請。発行までに1週間かかります。）
- 在学証明書（なければ入学許可書または入学予定証明書）
- 奨学金受給証明書または預金通帳の写し等
- パスポート
- 在留カード
- 手数料（収入印紙）4,000円（申請後、許可が下りた時に必要です。）（郵便局で買えます。）

＜「短期滞在」から「留学」へ変更する場合＞

短期滞在の在留資格から変更する場合は、やむを得ない特別の事情に基づくものでなければ許可されません。

必要なもの

- 在留資格変更許可申請書（所属学部・研究科の留学生担当係や留学生交流係にあります。）
- 写真（縦4cm×横3cm）
 - *写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付。
 - *申請前3ヶ月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。
- 所属機関等作成用書類（所属学部・研究科の留学生担当係に申請。発行までに1週間かかります。）
- パスポート
- 手数料（収入印紙）4,000円（申請後、許可が下りた時に必要です。）（郵便局で買えます。）

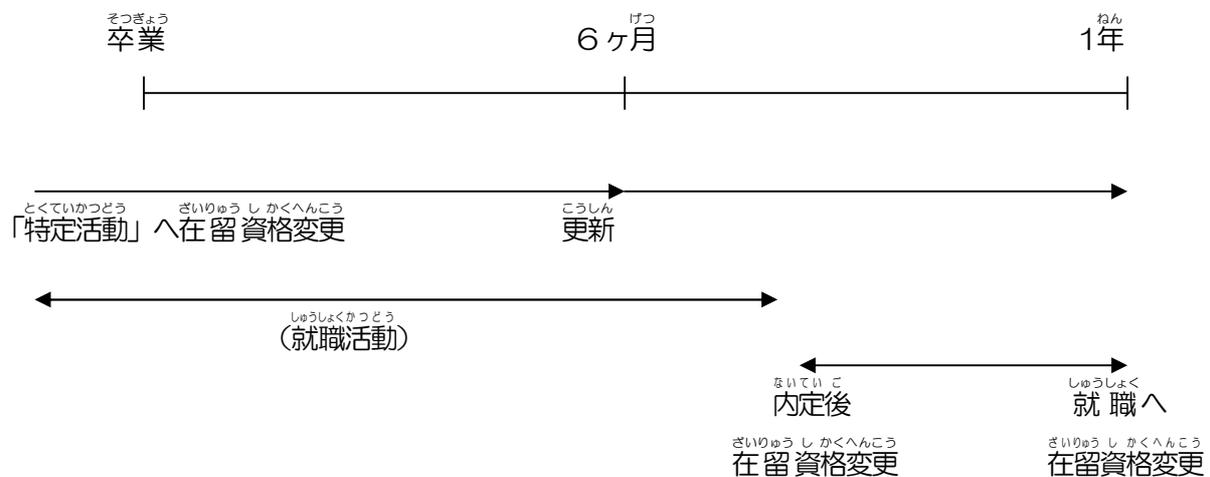
*なお、在留資格認定証明書の取得については、所属学部または研究科の留学生担当係へ直接問い合わせてください。

<「留学」から「特定活動」へ変更する場合（卒業後に継続して就職活動を行う場合）>

http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_HENKO/zairyu_henko10_21_10.html

正規生が在学中に行っていた就職活動を、卒業・修了後も引き続き行うために日本に在留しようとする場合は、従来の「留学」から「特定活動」へ在留資格を変更しなければなりません。申請は基本的に卒業証明書が発行されてから（卒業後）する必要があります。ただし、卒業式・修了式または学位授与式と同時期に「留学」での在留期限が終了する場合は、卒業見込証明書・修了見込証明書でも申請は可能です。申請してから許可されるまでおおむね3週間程度かかります。在留期間は6ヶ月で、1回のみ更新が認められ、最長で1年間日本に在留して就職活動を行うことができます。なお、正規生であっても「単位取得退学」となった者はこの対象となりません。

<例>卒業と同時に「特定活動」へ変更し、6ヶ月後に在留期間の更新を行った後、就職が決まった場合



必要なもの（各種証明書については、p.12を参考にしてください。）

- 在留資格変更許可申請書（所属学部・研究科の留学生担当係や留学生交流係にあります。）
- 写真（縦4cm×横3cm）
 - * 写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付
 - * 申請前3ヶ月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの
- 推薦状（大学で発行しますので下記に申し込んでください。）
- 卒業証書または卒業証明書・修了証明書（所属学部・研究科の留学生担当係に申請）

<卒業・修了前に手続きを行う場合>

卒業見込証明書または修了見込証明書

- 就職活動を行っていることを明らかにする資料（あなたの名前が記載されていることが望ましい。）
- 日本での生活費の支払能力を証明するもの（預金通帳の写しなど）
- 在留カード
- パスポート

• 手数料（収入印紙） 4,000円（申請後、許可が下りた時に必要です。）（郵便局で買えます。）

【推薦状の申請先】

よしだ キャンパス：留学生交流係
 こくし キャンパス：医学部 学務課 教育・学生支援係
 とまわ キャンパス：工学部 学務課 学生係



在留期間内に就職先が内定すれば、内定先からの提出書類等を揃え在留期間の更新手続きをとること
 とで、採用までの間（卒業後最長1年半以内）日本に在留することができます。これらの詳しい手続
 きについては、内定先及び入国管理局へ問い合わせてください。

7. 在留カード等を返納する時：卒業・修了して帰国する時

在留カードを所持する外国人は、中長期在留者でなくなった時、在留カードの有効期間が満了した時、再入
 許可（みなし再入国許可を含む）を受けて出国し、再入国許可の有効期間内に再入国しなかった時、所持する在留
 カードが失効した時は、失効した日から14日以内に、法務大臣に在留カードを返納しなければなりません。

返納方法については、日本を出国する際に、出国する空港や港の出国審査官に返納するか、下記の返納先に送付
 して返納してください。期限内に返納しないと罰金に処せられることがあります。

【在留カード送付先】

〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階 東京入国管理局おたしば分室

*封筒の表に「在留カード返納」と表記してください。

8. 山口県内の入国管理局の所在地・電話番号

広島入国管理局 下関出張所（資料：巻末地図⑧）

月曜日～金曜日（祝日を除く）9:00～12:00、13:00～16:00

〒750-0066 下関市東大和町1-7-1 下関港湾合同庁舎3階

TEL: 083-261-1211 FAX: 083-267-1255

広島入国管理局 周南出張所（資料：巻末地図⑨）

月曜日～金曜日（祝日を除く）9:00～12:00、13:00～16:00

〒745-0045 周南市徳山港町6-35 徳山港湾合同庁舎2階

TEL: 0834-21-1329 FAX: 0834-22-0991



問い合わせ

外国人在留総合インフォメーションセンター 月曜日～金曜日 8:30～17:15
 TEL: 0570-013904（英語、韓国語、中国語、スペイン語等での問い合わせも可能）
 E-mail: info-tokyo@imm-moj.go.jp（日本語・英語のみ可能）